



一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

# 協会だより

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-5-7 高砂建物ビル 3 F

FAX 048-822-6299

<http://www.saitama-kankyousangyousinkou.jp>

## 協会第8回定時総会のお知らせ

第8回定時総会を次により開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として今回は以下のとおりの開催とさせていただきますことになりました。誠に残念ではありますが、現在の状況を御理解頂き、ご了承くださいますようお願いいたします。なお、会員の皆様には別途郵送にてご案内いたします。

○日時 令和2年6月4日(木) 総会 午後3時～

○場所 ロイヤルパインズホテル浦和 4階ロイヤルクラウン

○議事 令和元年度事業報告・決算報告承認の件、役員選任に関する件 ほか

○表彰式 各表彰代表者1名 (計2名のみ)、他の方の表彰状・記念品はご本人に配送

○懇親会 中止

### ■新型コロナウイルス感染症の拡大防止について（埼玉県における緊急事態措置の実施）

4月7日、政府対策本部により5月6日まで埼玉県全域に対して改正インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。埼玉県では同法18条に規定する基本的対処方針を踏まえ5月6日まで次の4点の緊急事態措置を実施します。

- ①外出自粛要請
- ②多数の者が参加するイベントの開催についてのお願い
- ③県立学校への休業を要請
- ④生活必需品の物資確保についてのお願い

### ■処理業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラです。このため、令和2年4月7日付けの環境省環境再生・資源循環局長通知<sup>※1</sup>により緊急事態宣言の対象区域においても業務の継続を要請するものとされています。業務の継続に当たっては特に次の3点に留意する必要がある。

なお、廃棄物処理に伴う感染防止策については、令和2年3月4日付けの「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）<sup>※2</sup>」にて具体的に記載されています。

※1、※2協会ホームページに掲載中。

#### ① 廃棄物処理業者の位置づけ

・処理業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」と位置付け

#### ② 廃棄物処理事業の継続のために講ずべき措置

- ・職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組
- ・委託業者、許可業者及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の対応策

- ・防護服等の焼却施設の運転継続のために必要不可欠な資材の確保
- ・業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理の継続性を重視した段階的な業務縮小計画

### ③ 宿泊療養や自宅療養に対応した廃棄物処理

- ・「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを意識。二重にごみ袋に入れることも有効。
- ・宿泊療養や自宅療養に伴う廃棄物の処分については、ペットボトルなど通常時は資源化している廃棄物も、封を開けて分別することなく焼却することが望ましい。
- ・宿泊施設における廃棄物の取扱いとして、リネン類などは「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け厚生労働省事務連絡）を参照。
- ・宿泊療養や自宅療養のいずれも感染者が接触していない廃棄物の処理は通常どおり。

## ■ 4月、5月の処理業許可講習会等の開催中止

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターは、4月、5月の処理業許可講習会等を開催中止としました。また4月1日から予定していた令和2年度開催予定の同講習会等の受付についても延期としました。

今後の開催予定等については同センターホームページで御確認をお願いします。

## ■ 埼玉県の産業廃棄物処理業の許可について ～修了証に替えて誓約書を添付～

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターの許可講習会の開催中止に伴い、埼玉県では、産業廃棄物処理業に係る新規・変更・更新の許可申請時に講習会の修了証を添付することができない場合、所定の誓約書を提出することとなりました。許可となる場合の許可証の交付は修了証の提出以降になります。

更新期限を迎える会員の皆様が講習会の中止に伴い許可申請書に修了証を添付できない場合には修了証に替え誓約書を添付して必ず期限前までに申請書を提出してください。詳細は県環境部産業廃棄物指導課（048-830-3026）にご確認をお願いします。

## ■ 環境産業合同入社式・名刺交換会（県・協会共催）の中止

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月22日（金）に開催を予定しておりました「環境産業合同入社式・名刺交換会」を中止する旨、県から通知がありました。この合同入社式は環境産業に新たに加わって頂く方々同士で交流を深めることが趣旨ですが、逆にそのことが感染拡大に繋がりがねず止むを得ずの中止となったものです。

## ■ 「つい、うっかり」処理業許可の更新を忘れないために

協会では、昨年度から、会員の皆様に産業廃棄物処理業許可の更新期限満了を通知でお知らせしています。通知は、満了の半年前の月初めに送付します。この通知は、県・政令市のご協力を得て、協会の責任において行っているものです。

## ■ 産業廃棄物処理業許可に関する手続等を定める要領の改正について

県では、この要領を改正し令和2年4月1日付けで施行しました。

主な改正点は次のとおりです。

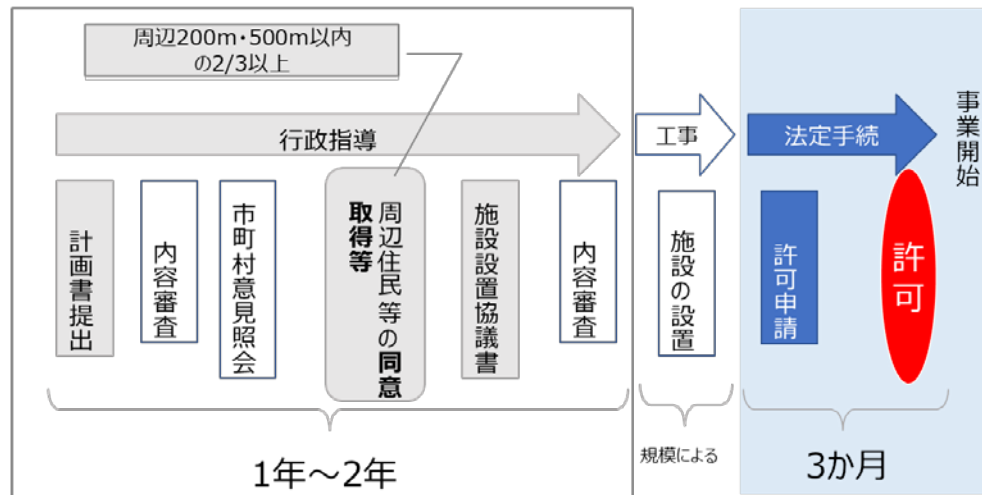
- ① 処理施設設置協議を要する場合を限定、②合意形成の手法を多様化、③産廃業者のM&Aへの対応

# 処分業及び積替え許可の許可手続の見直しについて

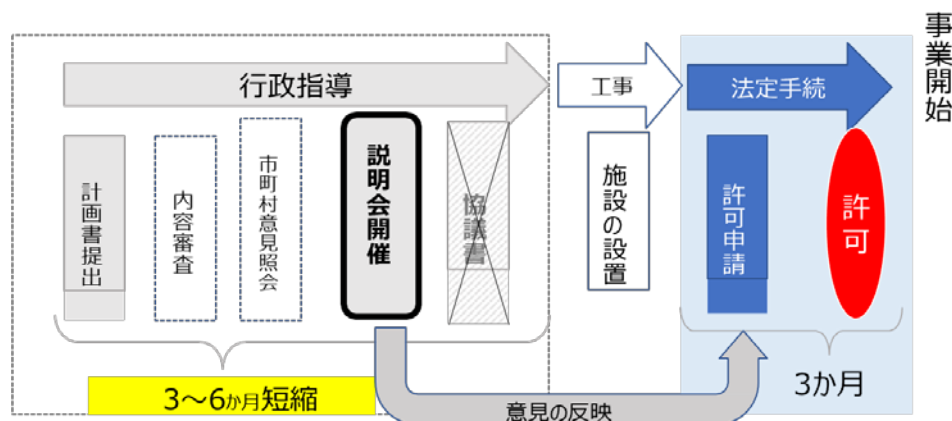
R2年4月 環境部産業廃棄物指導課

現状

処分業及び収集運搬業（積替え保管を含む。）許可の手続について、本県では、法で定める手続に加え、県独自の手続を定め、計画段階での審査や地域住民との合意形成を事業者をお願いしている。



既存事業者・見直し後



## 見直しのポイント

- 法人の合併・分割等（M & A等）に伴う新規・変更許可取得は事前協議を省略
- 施設設置協議の省略（既存事業者のみ。中間処理施設を設置する場合は協議必要。）
- 事業場の拡大を伴わない変更許可では、周辺同意の取得に代えて、**説明会開催による意見の聴取も可能**（焼却又は発酵施設等の設置では同意必要）

## 令和元年度・連合会「産業廃棄物処理検定」を実施

- ・ 将来の「資格制度」を射程に入れた「検定」が2月16日に行なわれ、埼玉会場では39名の方が受検されました。
- ・ なお、全国を受検者は975名、合格者は473名（合格率は48.5%）でした。
- ・ 今年度の「検定」は、2021年2月14日（日）。詳細は後日連絡いたします。

**小規模投棄廃棄物撤去事業を実施しました**

「さいたま環境整備事業推進積立金」を用いて、2月4日及び27日に幸手市長間地区において、「小規模投棄廃棄物撤去事業」を実施しました。中川沿いの間道に不法投棄され近隣住民等から苦情、撤去要請があった廃タイヤ300本、建設系産廃8m<sup>3</sup>など市で撤去困難な産業廃棄物を撤去・処分したものを。

**撤去事業・災害廃棄物処理支援に知事から感謝状**

上記撤去事業に協力した2会員会社、令和元年台風19号による東松山、坂戸市における災害廃棄物処理支援に尽力された11会員会社及び協会に対し、知事の感謝状が贈呈されます。

**令和元年度第6回・第7回理事会の概要について**

**第6回理事会** 令和2年2月20日（木）あけぼのビル 出席 理事・監事 22名

**【審議事項】**

- (1) 令和2年度事業計画及び予算案について (2) 指定職員の採用について  
(3) 会員の資格喪失について

**【報告事項】**

- (1) フロン排出抑制法の改正について (2) 役員候補者選考委員会について  
(3) 災害廃棄物処理支援について (4) 労働安全衛生対策について  
(5) 第2回連合会事務責任者会議について (6) 協会長表彰理事推薦について ほか

**第7回理事会** 令和2年3月19日（木）あけぼのビル 出席 理事・監事 20名

**【審議事項】**

- (1) 令和2年度協会表彰及び全国産業資源循環連合会表彰について

**【報告事項】**

- (1) 令和2年度業務執行状況について (2) 小規模廃棄物撤去事業について  
(3) 新型コロナウイルス対策について (4) 令和2年度団体要望の対応状況について  
(5) 災害廃棄物処理支援について (6) 連合会会長会議について  
(7) 優良認定関係省令改正について ほか

**主な協会行事と予定（4月～5月）**

- 4月16日 第1回理事会  
(中止 [決議の省略])  
4月17日 第64回関東地域協議会  
(中止)  
4月24日 監事監査  
5月12日 第2回理事会  
(中止予定)  
5月22日 環境産業合同入社式 (中止)

**後記**

いつも協会だよりをお読み頂きありがとうございます。  
うございます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令された困難な状況にもかかわらず、県民生活を維持し本県経済を支える必要不可欠な仕事を継続している会員の皆様に心から敬意を表します。くれぐれも健康にお気を付けてください。

